

今回のテーマ「特定（産業別）最低賃金の改定2022」について

特定（産業別）最低賃金の改定が順次発表されています。
12月は改定時期ですので、適用される産業については、各県労働局ホームページ等で確認をお願いします。

下記は福岡県庁 HP の発表内容です

福岡県特定最低賃金

特定最低賃金 1時間		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,010 円	令和4年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	977 円	
輸送用機械器具製造業	987 円	
自動車(新車)小売業	987 円	
百貨店、総合スーパー	900 円 令和4年度は改正がありませんでしたので、令和4年10月8日からは、福岡県最低賃金900円が適用されます。	令和4年10月8日

(注)上記に該当しない産業は、令和4年10月8日改正の福岡県最低賃金(1時間900円)が適用されます。

福岡県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/home.html>

佐賀県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

長崎県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/home.html>

熊本県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/home.html>

大分県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/home.html>

宮崎県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/home.html>

鹿児島県労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/home.html>

厚生労働省最低賃金ポータルサイト：<https://pc.saiteichingin.info/>